

○那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例施行規則

平成17年9月30日

規則第51号

那覇市精神障害者地域生活支援センター条例施行規則(平成14年那覇市規則第59号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例(平成17年那覇市条例第50号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第2条 市長は、条例第9条第1項の規定により那覇市精神障がい者地域生活支援センター(以下「センター」という。)の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 名称及び位置
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第9条第2項の申請(以下「指定申請」という。)の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

(指定申請)

第3条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第9条第3項の規則で定める申請書は、那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者指定申請書(第1号様式)とする。

3 条例第9条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)
- (2) 法人にあっては、法人の登記事項に係る証明書
- (3) 役員の名簿及び履歴書
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書
- (6) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (7) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度のセンターの管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (8) その他市長が必要と認める書類

(指定等)

第4条 市長は、条例第9条第1項の規定による指定をするときは、那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者指定書(第2号様式)を交付する。

- 2 市長は、条例第9条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者不指定通知書(第3号様式)を交付する。

(協定)

第5条 指定管理者は、本市とセンターの管理に関する協定を締結する。

- 2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 管理に要する費用に関する事項
- (3) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 管理の業務の報告に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

(細目)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

付 則(平成25年12月27日規則第88号)

(施行期日)

- 1 この規則は、那覇市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例(平成25年那覇市条例第55号)の施行の日から施行する。

(那覇市事務分掌規則の一部改正)

- 2 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

第1号様式(第3条関係)

那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者指定申請書

年 月 日

那覇市長 宛

申請者	所在地	
	団体名	
	代表者	印
連絡先	担当者	
	電 話	

那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例第9条第2項の規定により、那覇市精神障がい者地域生活支援センターの指定管理者の指定を受けたいので申請します。

第2号様式(第4条関係)

那覇市指令 第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者 様

那覇市長 印

那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった那覇市精神障がい者地域生活支援センターの指定管理者の指定については、那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例第9条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

指定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式(第4条関係)

那 第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者 様

那覇市長 印

那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市精神障がい者地域生活支援センター
の指定管理者の指定については、指定しないので通知します。

第1号様式(第3条関係)

第2号様式(第4条関係)

第3号様式(第4条関係)